

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

平成35年06月02日

埼玉県知事 殿

提出者

住 所 東京都中央区日本橋1-2-5

氏 名 戸田建設株式会社首都圏土木支店

常務執行役員支店長 福島博夫

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3535-1585

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	戸田建設株式会社 首都圏土木支店
事業場の所在地	東京都中央区日本橋1-2-5 (県内各事業所)
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	36,600百万円 (2022年度完成工事高)
③従業員数	275名 (2023年3月31日)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

1-019-01

（日本産業規格 A列4番）

6-19



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・建設資材のプレキャスト化等による廃材発生の削減 ・搬入資機材の梱包材の削減 ・資材の転用 ・現場での分別		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・建設資材のプレキャスト化等による廃材発生の削減 ・搬入資機材の梱包材の削減 ・資材の転用 ・現場での分別		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラ、金属、木くず、 現場での分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラ、金属、木くず、 現場での分別の徹底

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	
①現状①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の	—
	産業廃棄物の量 自ら再生利用を行った	— t	t
	（これまでに実施した取組）（これまでに実施した取組）  同利用は行っていない。 同利用は行っていない。		
②計画②計画	【目標】【目標】		
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の	—
	産業廃棄物の量 自ら再生利用を行う	— t	t
	（今後実施する予定の取組）（今後実施する予定の取組）  今後も同利用は行わない。 今後も同利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	
①現状①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の	—
	産業廃棄物の量 自ら熱回収を行った	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
（これまでに実施した取組）  同処理は行っていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組）  今後も同処理は行わない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は		
①現状①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の	—	—	
	海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った	— t		t
	(これまでに実施した取組) (これまでに実施した取組) 同処理は行っていない。 同処理は行っていない。				
②計画②計画	【目標】 【目標】				
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の	—	—	
	海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う	— t		t
	(今後実施する予定の取組) (今後実施する予定の取組) 今後も同処理は行わない。 今後も同処理は行わない。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

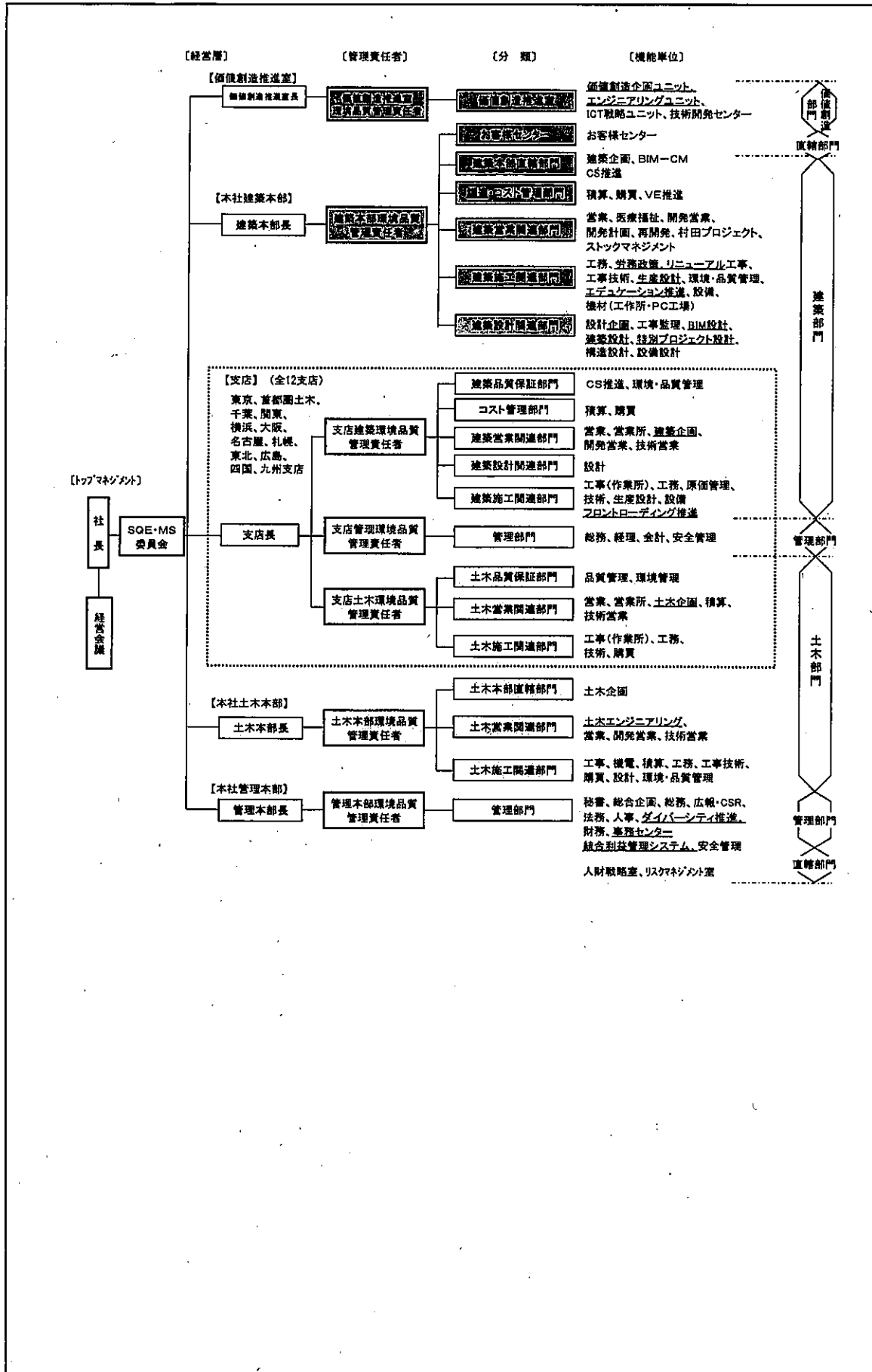
①現状①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	全処理委託量	t		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t		t
	再生利用業者への処理委託量		t		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t		t
	(これまでに実施した取組) ・作業所に近い処分場を事前により確認して、信頼性、実績、規模、リサイクル率などの条件を満足する施設に処理委託した。 ・優良業者に優先して委託した。 ・電子マニフェストを運用し処理の管理状況を向上する。				

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・処理委託施設の定期的な視察実施、最終処分先の確認する。(継続実施)</li><li>・電子マニフェスト対応業者を優先的に採用する。(継続実施)</li><li>・電子委託契約の推進。</li></ul>			
※事務処理欄			

別添 1 処理工程図

	品目	処理工程
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事	
	廃油（重油）	中間処理業者へ委託して燃料（重油）として再生
	廃プラスチック	中間処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	紙くず	中間処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	木くず	再生処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	繊維くず	中間処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	中間処理業者へ委託して選別破碎して再資源化
	がれき類 （コンクリート塊） （アスファルト・コンクリート塊）	再生処理業者へ委託して破碎して再生碎石として再資源化
	建設系混合廃棄物	中間処理業者へ委託して選別破碎して再資源化及び最終処分
	石綿含有産業廃棄物	安定型最終処分場へ埋立（管理型となる付着物がないもの） 管理型最終処分場へ埋立（石膏ボード、木など付着物）
	新築工事	
	汚泥	再生処理業者へ委託して脱水処理して再資源化
	廃プラスチック	中間処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	紙くず	中間処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	木くず	再生処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	繊維くず	中間処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	金属くず	中間処理業者へ委託して再生原料、燃料用として再資源化
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	中間処理業者へ委託して選別破碎して再資源化
	がれき類	中間処理業者へ委託して選別破碎して再資源化
	建設系混合廃棄物	中間処理業者へ委託して選別破碎して再資源化

# 別添 2 管理体制図



現況：前年度(令和4年度)実績  
計画：今年度(令和5年度)計画量(日量)

単位：トン

産業廃棄物の種類	排出物		自ら発生利用を 行った(行方)		自ら回収を 行った(行方)		自ら回収を以 てない(行方)		自ら発生利用を 行った(行方)		処理の委託				
	現況	計画	現況	計画	現況	計画	現況	計画	現況	計画	全処理委託量	産業廃棄物処理業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	再生利用業者等への 処理委託量	再生利用業者以外の 処理業者等への 処理委託量
汚泥	38.40	34.98	-	-	-	-	-	-	-	-	38.40 / 34.98	38.40 / 34.98	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00
炭アスファルト	14.60	13.14	-	-	-	-	-	-	-	-	14.60 / 13.14	14.60 / 13.14	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00
板状材	2.63	2.37	-	-	-	-	-	-	-	-	2.63 / 2.37	2.63 / 2.37	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00
木くず	48.77	43.88	-	-	-	-	-	-	-	-	48.77 / 43.88	48.77 / 43.88	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00
コンクリート片	1,085.90	959.31	-	-	-	-	-	-	-	-	1,085.90 / 959.31	2.40 / 2.16	1,083.50 / 957.15	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00
アスコン片	282.98	238.68	-	-	-	-	-	-	-	-	282.98 / 238.68	0.00 / 0.00	282.98 / 238.68	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00
その他がれき類	842.40	758.16	-	-	-	-	-	-	-	-	842.40 / 758.16	5.40 / 4.88	837.00 / 753.28	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00
建設発生廃棄物(資源物)	13.83	12.27	-	-	-	-	-	-	-	-	13.83 / 12.27	13.83 / 12.27	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00
合計	2,289.29	2,065.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,289.29 / 2,065.38	89.28 / 83.34	2,215.08 / 1,981.85	0.00 / 0.00	0.00 / 0.00



備考備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。前年度の産業廃棄物
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。「当該  
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。  
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成  
工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規  
模が分かるような前年度の実績を記入すること。模が分かるような前年度の実績を記入すること。  
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまで  
の一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中  
間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間  
処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量  
を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行  
令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収  
施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)であ  
る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者  
への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のと  
おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の  
種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入  
すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、  
「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。